

宅地建物取引業免許申請等の手引

宅地建物取引業免許の申請等に当たっての留意点

■宅地建物取引業免許申請書等を提出できるのは、個人申請の場合は申請者本人・従業者、法人申請の場合は代表者・役員・従業者等、または、申請者から委任を受けた行政書士（その補助者を含む）となります。

※行政書士（その補助者を含む）の方が申請を行う場合は、委任内容が明確に記載された委任状を持参してください。

■免許申請等の書類の提出は、申請内容等について確認することがありますので、内容を十分説明できる方が行ってください。

また、申請者を確認する場合がありますので、身分証（運転免許証、宅地建物取引士証等）を持参してください。

■免許の有効期間は5年間です。免許更新の申請は、**免許の有効期間満了の日の90日前から30日前までの間**に手続きをしなければなりません。

■名簿登載事項に変更がある場合は、**変更が生じた日から30日以内**に変更届を提出しなければなりません。

■従事者に変更があった場合は、**変更が生じた日から14日以内**に変更届を提出しなければなりません。

令和8年8月

福島県土木部建築指導課

担当窓口（問合せ先）

1. 受付時間

8時30分～12時00分、13時00分～17時15分（土、日、祝日を除く）

2. 受付窓口

住所地を管轄する建設事務所

県北建設事務所 総務部 行政課	福島市杉妻町 2-16（県庁北庁舎 6 階） (024) 521-2498
県中建設事務所 総務部 行政課	福島県郡山市南 1-94（県合同庁舎 3 階） (024) 935-1427
県南建設事務所 総務部 行政課	白河市昭和町 269（県合同庁舎 2 階） (0248) 23-1613
会津若松建設事務所 総務部 行政課	会津若松市追手町 7-5（県合同庁舎新館 3 階） (0242) 29-5414
喜多方建設事務所 総務部 行政課	喜多方市松山町鳥見山字下天神 6-3（県合同庁舎 2 階） (0241) 24-5713
南会津建設事務所 総務部 総務課	南会津郡南会津町田島字根小屋甲 4277-1（県合同庁舎 3 階） (0241) 62-5306
相双建設事務所 総務部 行政課	南相馬市原町区錦町 1-30（県合同庁舎南庁舎 2 階） (0244) 26-1207
いわき建設事務所 総務部 行政課	いわき市平字梅本 15（県合同庁舎 2 階） (0246) 24-6109
（ 土木部 建築指導課 ）	福島市杉妻町 2-16（県庁本庁舎 4 階） (024) 521-7523

■ウェブサイトアドレス <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/>
申請用紙等は、こちらのウェブサイトからダウンロードしてください。

第1 宅地建物取引業の概要	5
1 宅地建物取引業とは	5
2 免許の種類	5
3 免許の有効期間	6
4 免許の欠格要件等	6
5 免許の申請者	6
6 宅地建物取引業者の事務所	6
7 政令使用人	9
8 専任取引士	9
9 従業者	12
第2 免許の申請手続き	15
1 新規の免許申請	15
2 更新の免許申請	17
3 免許換え申請	18
第3 免許申請書の作成	20
1 免許申請書作成にあたっての留意点	20
2 免許申請に必要な書類（新規（免許換え含む）・更新）	21
3 免許申請書記載例	23
免許申請書（第一面）	24
免許申請書（第二面）	26
免許申請書（第三面）	28
添付書類（1）宅地建物取引業経歴書	30
添付書類（2）誓約書	34
添付書類（3）専任の宅地建物取引士設置証明書	35
添付書類（4）	36
添付書類（5）事務所を使用する権限に関する書面	38
添付書類（6）略歴書	44
添付書類（7）資産に関する調書	51
添付書類（8）宅地建物取引業に従事する者の名簿	52
第4 営業保証金供託の届出	56
1 注意事項	56
2 その他	56
第5 名簿登載事項の変更	58
1 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書について	58
2 書類作成にあたっての留意点	58
3 名簿登載事項の変更手続きに必要な書類	59

<u>第 6 免許証の書換え交付申請</u>	6 8
<u>第 7 宅地建物取引業従事者の変更</u>	7 0
1 宅地建物取引業従事者変更届について	7 0
2 書類作成にあたっての留意点	7 0
3 宅地建物取引業従事者の変更手続きに必要な書類	7 0
<u>第 8 免許証の再交付申請</u>	7 2
<u>第 9 廃業の届出</u>	7 4
1 廃業届出書について	7 4
2 書類作成にあたっての留意点	7 4
<u>第 1 0 営業保証金の取戻し</u>	7 6
1 営業保証金の取戻しについて	7 6
2 手続方法	7 6
<u>第 1 1 宅建業法第 5 0 条第 2 項の届出書</u>	7 8
1 届出書について	7 8
2 届出にあたっての留意点	7 8
3 届出内容の変更	7 9
<u>第 1 2 宅地建物取引業者免許申請書等使用コード一覧</u>	8 2